

2007/07/19

私法分野における法教育について

弁護士 鈴木 啓文

1 私法分野の法教育の展開について

法教育においては、他の教科でも行われているように、実際の事例にあてはめながら、上位概念（原則）から下位概念（例外）に向かって体系的に学習することで、より深く理解することが期待できる。教師も指導しやすい。その意味で基本原則をおさえて、例外に展開することが大切である。

しかも、私法の基本原則の展開は、近代社会の政治経済の歴史とほぼ一致している。封建制身分社会の崩壊、産業革命、近代資本主義社会の発展などは、政治経済や日本史、世界史など他の社会科科目と連動しており、相乗的な理解を深める機会になる。

2 私法の基本原則

私法の基本原則は、近代法の自由・平等概念を出発点として、一般に、所有権絶対の原則、私的自治の原則、過失責任の原則の三つが挙げられている。

その意味で、以下の4つの上位概念（原則）から考えていく必要がある。

- ①自由で平等な市民
- ②所有権絶対の原則（財産権不可侵の原則）
- ③私的自治の原則（契約自由の原則を中心に）
- ④過失責任の原則

3 授業の展開

法教育研究会の「はじめての法教育」における、私法分野の教材は、契約自由の原則を意識しつつ、例外的な消費者保護へと展開することを強く意識したものとなっている。

この授業案を参考に、上記各原則について深く理解されるような教材案の作成が求められる。

4 成長段階に応じた配慮

友達同士での物の貸し借り・交換は、小学校段階から始まり、買い物の体験も小学校時代に経験することになる。その意味では、「契約」に触れ始めているといえる。

成長に応じ、関わる契約の内容も多様化し（アルバイトなど）、さらには不法行為領域にも被害者としてではなく、加害者として関わることも生じてくる（自転車事故・バイク事故）。

従って、小学校、中学校、高校の段階に応じ、適切な教材を用意していく必要がある。